

## 1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

## 2 事業の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正、建築基準法の一部改正及び租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 【改正概要】

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が改正されたことに伴う改正
- (2) 建築基準法の一部が改正され、既存不適格建築物について安全性等の確保を前提に接道義務及び道路内建築制限の遡及適用が可能となったことに伴う審査手数料の新設
- (3) 租税特別措置法の一部が改正され、特定の民間再開発事業制度に係る認定事務が廃止されたことに伴う審査手数料の削除

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、租税特別措置法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

### 添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

新

旧

議案第39号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する事務並びにこれらに関連する事務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1～44	略	
45	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替の緩和の認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する事務並びにこれらに関連する事務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

別表第2（第2条、第4条関係）

建築基準法関係手数料（市長への申請に係るものに限る。）

項	区分	金額
1～44	略	

46	令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の緩和の認定の申請に対する審査	27,000円
47	令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	略
48 ～ 50	略	

別表第4（第2条関係）  
租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1・2	略	
3	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この表において「令」という。）第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業の認定の申請に対する審査	略
4	略	

別表第9（第2条関係）

45	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	略
46 ～ 48	略	

別表第4（第2条関係）  
租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1・2	略	
3	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この表において「令」という。）第20条の2第14項又は第38条の4第23項の規定に基づく特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	31,000円
4	令第25条の4第2項の規定に基づく特定民間再開発事業の認定の申請に対する審査	略
5	略	

別表第9（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	略
2～7	略	
8	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 <sub>に該当していることを証する書面の交付の申請に對す</sub>	略

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	略
2～7	略	
8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 <sub>に該当していることを証する書面の交付の申請に對す</sub>	略

る審査

る審査

# 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

## 1 条例改正事項

### 第1条【趣旨】

- 法律題名の改正（令和6年4月1日施行）  
※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名改正に伴う改正

### 別表第2【45の項】【46の項】建築基準法関係

- 建築基準法における認定申請の審査手数料を新設（令和6年4月1日施行）  
※既存不適格建築物について接道義務及び道路内建築制限の認定が追加されたことに伴う審査手数料の新設

### 別表第4【3の項】租税特別措置法関係

- 特定の民間再開発事業における認定申請の審査手数料を削除（公布の日から施行）  
※特定の民間再開発事業制度に係る認定が廃止されたことに伴う審査手数料の削除

### 別表第9【題名】【1の項】【8の項】建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

- 法律題名の改正（令和6年4月1日施行）  
※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名改正に伴う改正

## 2 法改正の概要

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（条例第1条及び別表第9関係）

### <法律題名の改正>

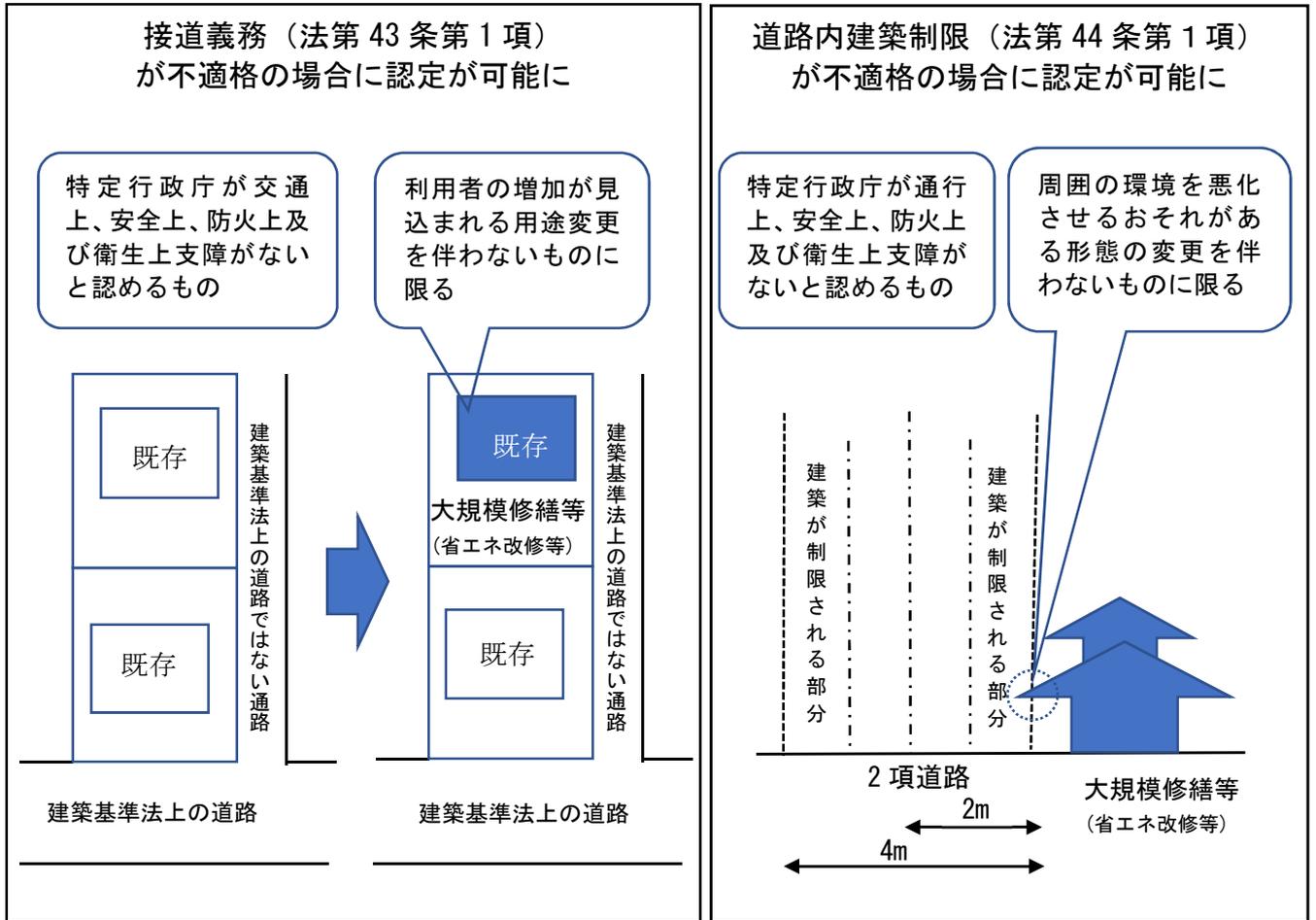
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正

※背景：2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取り組み強化が不可欠とされる。  
このため、法目的について、「エネルギー消費性能の向上」に加え「建築物の再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図ることを明確化する必要がある。

(2) 建築基準法（条例別表第2関係）

<認定の追加（43条、44条）>

既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用の合理化を図るために認定を追加



※背景：接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまい、省エネ改修等自体を断念してしまう。

(3) 租税特別措置法（条例別表第4関係）

<認定の廃止>

特定の民間再開発事業制度に係る土地の譲渡所得等の課税特例に係る認定を廃止